

令和5年12月 第22回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年12月25日(月)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時18分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	(2)	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	(3)	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目認定について

議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第22回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年12月第22回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は14名中現在は14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号2番「島田一」委員、3番「関口豊」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井實一
委員

はい。推進委員の新井です。

19日の日に地籍調査の集まりがありましたので、その後、農業委員3名、推進委員2名、計5名で地籍調査の活動が終わってから現地を回りました。

第22回定期総会議事録

推進委員新井實一
委員 1番の1116と1117とその下の谷上か。これは田んぼが収穫終わってきれいになっています。

滝ノ入の96-1はみかんが植わってました。

問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入れます。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして日程3、議案第2号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」を上程いたします。

今回は、青山地区63件の地目認定について、照会がありました。

この議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の森澤です。議案第2号、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について「小川町長より、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について照会を求められたので、その回答について意見を求める」とのことです。

まず、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について説明いたします。

小川町では、国土調査法に基づきまして、平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は、青山地内の一部が調査対象となっております。

地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっている所または登記簿地目では農地ではないんですけど、農地として使っている所、そういった所について紹介を求められています。紹介対象農地については、こちらの新しい資料の方でご覧いただきましたとおり、合計63件です。うち55件が農地から他の地目への変更、他8件が、他の地目から農地への変更予定となってます。

63件すべてが市街化調整区域内の農地になっております。

なお、今回の調査に関連する委員はおりません。以上、地目認定についての説明とさせていただきます。

議長 それでは審議に入ります。

申請番号1番から63番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局です。申請番号1番から63番についてですが、こちら点数が多い為、地番については一覧表の方で確認をお願いいたします。

第22回定期総会議事録

事務局

現地調査の結果につきましても、担当地区委員からの報告でご確認をお願いいたします。
最後に調査区は、大河地区になります。
よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
なお、地籍調査の結果、特に問題ないところについての詳しい説明は不要とし、総会で審議すべき筆がある場合は調査担当より説明をお願いします。

推進委員荒井委員

はい。それでは地籍調査に伴う農地にかかる地目認定についての報告を推進委員の荒井と申します。
私の担当は、青山3地区の報告です。大原No.1～20番、それから黒岩の一部、それから沼ノ入りという小字の一部、これは現地を確認致しました。
確認日は二日間ありまして、一日目は12月19日、火曜日、青山円城寺に9時に集合致しました。
農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、国土調査の担当が1名の合計5名。
二日目が、12月22日、金曜日、やはり青山のえんじょう寺に集合致しまして、農業委員1名、推進委員1名、事務局1名、測量士2名、合計5名で確認をしてきました。
地籍調査に伴う農地にかかる地目設定を現況との整合性をここに確認できたことを報告致します。
ただし、No.19番につきましては、近隣耕作中の田畠の中央に山林という地目は、農地を守る農業委員会に携わる者として、苦慮するところでございますので、本日の総会において、慎重な審議をお願いしたいと思います。
なお、詳しい説明につきましては、事務局の方にお願いいたします。以上です。

事務局

すみません。事務局からの説明は、もう1班の調査報告が終わってからさせていただきます。

推進委員新井實一
委員

推進委員の新井です。現地調査は2班に分かれて19日に行きました。私たちは残りの地区を行きました。
私たちの班は特に苦慮審議すべきところはなく、地籍担当の通りでした。以上です。

事務局

それでは先ほど、荒井さんの方から報告がありました、申請番号19番について、事務局の方から補足で説明をさせていただきます。
今回資料を作らせていただきました。
議案第2号、申請番号19番について、本日お配りしております資料をご覧ください。
こちらについては、地籍調査の結果で田から山林に地目を変更すると提案されています。
現地調査をしましたところ、現地は日当たりも良く、土も特に悪くないと農業委員もおっしゃっておりまして、平地で枯れた篠などは見受けられましたが、太い木は見受けられませんでした。
農業委員さんともお話をさせていただいた結果、草を刈れば畠としての復元は可能ではないかという判断となりました。
資料の写真を見ていただきますと、赤いラインの北側、草が茂ってしている所です。これが対象地になっております。

第22回定期総会議事録

事務局

その左側見ていただきますと、川沿いの方から撮ってる写真になりますが、一部は草刈
が見受けられますがどなたが刈られているかまでは確認できません。

その奥に農機具小屋があり、その奥はしっかり耕作されているような農地が広がってお
ります。

図面を見ていただきますと、色が付いてる所が農地になっております。ただ今の農地が
山林になってしまふと、農地のど真ん中が山林になってしまふ形になります。

農業委員会としては、農地を守るという観点もあり、復元可能性のある農地を山林にする
提案についてお諮りいただければと思います。また山林になてしまふと、農地法の縛り
から外れてしまふので、今後農地転用がしやすくなってしまう懸念等ありますので、
今回慎重にご審議いただければと思います。

地籍調査の担当としては、先ほど申し上げましたとおり、農地ではなく山林という提案
です。周りに水路があり昔は田として使われていたものと思われますが、現在は田という
感じではありません。現地調査に同行した地籍調査担当からはせめて畠として残してはどうかと話がありました。ご審議の方よろしくお願ひ致します。

議長

それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質
問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

はい。

議長

はい。河村さん。

7番河村委員

7番の河村です。山林にしたいのはどうしてなんですか。持ち主の方がそういうお考
なのですか。

事務局

はい、事務局です。

冒頭でも説明させていただいたとおり、地籍調査というのが現況の地目通りに認定する
というのが原則になっております。

地籍調査の担当が、そこを見受けた結果、篠が生えていて田んぼや畠ではない、更に言
うと、竹林、篠林というのが地籍調査的にいうと、山林に一番近いという事で山林という
提案となっております。

補足で説明ですが、これは所有者の意向によらず、現地の状況で決められるものです
ので、どうしても山林にしたいという所有者の要望があっても、勝手にそうなる訳じゃない
です。地籍調査の担当が登記上の地目に照らし合わせて認定していくものになります。

以上です。

議長

河村さん、いかがですか。

7番河村委員

田んぼを山林にした場合はデメリットがあるのでしょうか。

議長

事務局、いかがですか。

事務局

今回山林になると、農地法の縛りから外れた土地になつてしまふので、今後宅地や雑種
地にしやすくなつてしまふ懸念はあるかと思います。

第22回定期総会議事録

事務局

田んぼのど真ん中なので、そこが農地転用なくして、転用ができてしまうということになります。地権者としてはそういうメリットはあるかもしれません。今回はそういった所有者のメリット、デメリットではなく。周りが耕作中の農地であることも踏まえ、多少草刈とかすれば農地として使用できる場所であれば、農地として残してはという地区委員のご意見です。

地籍調査の制度で見ると、山林という判断もできることで、山林として提案があったのかと思いますが、そこを農業委員会としてどうみるか。その辺をご審議よろしくおねがいいたします。

議長

この周りは、耕作できる状態といいますか、田んぼとして活用されているという事ですね。

そうすると、真中だけぱかっと山林になってしまふと、周りの方も大変でしょうし、できるものならば農地として置いておいた方が良いのではないか、という地区委員の判断になるのですね。じゃあどなたが耕作をしてくれるのかという事になると、なかなか難しい部分もあるかなとは思います。

他はございませんか。この件に関しまして皆さんどうお考えでしょうか。

13番柴崎委員

13番柴崎です。これは農業委員会で、田んぼの真中に山林になつてしまふと木が生えて、周りが日陰になつてしまふから、とにかくここは農地として守りたいということを地籍に回答する事になるんですよね。そういうことを意見を出してまとめた方が良いですね。

事務局

そうです。柴崎委員が言ってくださったとおり、今総会で審議して、例えば、「ここは農地として残すべきだ」と農業委員会の意見があれば、その意見を地籍調査の方に返しまして、それを踏まえた地目認定をしていただけると思われます。以上です。

議長

ありがとうございます。

やはり山林となると、今、柴崎委員がおっしゃったとおり大きな木にどんどんなる可能性もありますし、そうしますと周りの農地が日陰になつてしまふというデメリットもあると思いますし、復元可能と思われる農地は農地として残しておいた方が良いのかなと気がいたします。

他には、皆さんいかがでしょうか。

2番島田委員

2番の島田です。所有者はどう言っているでしょうか。

議長

地籍担当によるともう農業はできないとおっしゃっているそうです。。

2番島田委員

土地はどうしたいって言ってるんでしょうか。

農地にしておきたいのか、それとも山林にしたいのか。

6番横田委員

当日この方にお会いしたんですけど、だいぶ前から、自分の畠や田んぼは、どなたかに貸したい、売りたいという希望があるようです。

ただ、ここはすごく良い所なんんですけど、この方が持つてゐる所ほとんどが山林の様な田んぼや畠だったので、なかなか斡旋が難しいところからとおもいます。以上です。

第22回定期総会議事録

議長

そうしますとここは今、篠が生えている様な状況でありますから、今すぐ農地として利用できるとかではなくて、ある程度開墾しないと農地としては利用が難しいという事ですかね。

5番笠原委員

5番笠原です。私も同じ班で現地を見ていますが、周りはきれいに整備されておりまして、ここだけが篠が生えてます。

この篠を刈って耕せば農地として、充分畑となり、石が入ってないところなので充分耕作ができると私は思います。以上です。

議長

はい。わかりました。ありがとうございます。

それでは農業委員会として、この19番の田んぼ、これを山林にするかどうかという事の審議かと思います。

議長

こちらの参考資料にも書かれておりますように、日当たりも良く、土も悪くなく、ただ草を刈れば畑としても復元可能というふうに思われていますという事ですので、農業委員会として、これは農地として残した方が良いのか、それともご地籍調査担当の提案通りの山林として認めるかいう事を、どちらか結論づけなければいけないと思います。

他には、ご質問はありますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。まず、19番を除きまして、1番～6番につきましては報告のとおりの承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成ですので、19番を除く申請番号1番から63番は可決承認されました。ありがとうございます。

続きまして申請番号19番につきまして、こちらは山林などに変更してしまうと、今後農地転用されてしまう可能性もあるため、農業委員会としては農地、現在は田んぼとありますが、状況といたしますと畑という事として残してはどうか、という事を思いますが、そのように考へてもよろしいでしょうか。

それを承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

ありがとうございました。

賛成多数で、申請番号19番につきましては可決承認されました。

なお、議案第2号は申請番号1番から63番までのうち19番を除いたものに関しては原案のとおり承認することを町に回答いたします。

申請番号19番につきましては、現況の田んぼから畑に変更していただくという事で、農地として残すということで町に回答いたします。

ありがとうございました。

第22回定期総会議事録

議長

つづきまして、日程4、議案第3号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明お願いします。

事務局

事務局です。議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について諮る」とのことです。

それでは、議案書を読み上げます。

(議案書を朗読)

こちらの案件について補足説明いたします。

令和元年度より全国農業会議から毎年12月、または1月の農業委員会総会において、注意喚起の取組を実施するよう要請されています。

事務局

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには、特別職の非常勤職員でありますので、法令に則り適正に農地制度を運用することはもちろんのこと、飲酒運転は絶対にしない、させない、など、日ごろから高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するために申し合わせ、決議するものであります。

具体的な内容については、お配りしているテキスト①農業委員会制度の29ページに記載されていますので各自目を通し、日頃より心に留めておくようお願いいたします。以上です。

議長

それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き法令を遵守し、公平・公正な職務の遂行をお願いいたします。

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。

事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届け出があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番について報告)

以上報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

第22回定期総会議事録

議長

つづきまして、「その他」について入ります。
その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもちまして令和5年12月第22回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会
時間は午後2時18分です。